

## 浦安市立中央図書館ワークスペースに関する要綱の一部を改正する要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、浦安市立図書館管理運営規則（昭和58年浦安市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第27条から第29条までに規定する浦安市立図書館（以下「図書館」という。）のワークスペースの利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用の対象)

**第2条** ワークスペースの利用の対象は、図書館及び図書館事業と目的を同じくする個人又は団体とする。

2 前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ワークスペースを利用することができる。

- (1) 市及び関係行政機関
- (2) その他、館長が必要と認めた者

(ワークスペースの利用の申請及び承認)

**第3条** ワークスペースの利用の申請ができる者は、団体の代表者が、本市に居住し、又は通勤若しくは通学しているもので図書館利用券の交付を受けたものとする。ただし、館長が必要と認めた者については、この限りではない。

2 ワークスペースの利用を申請する者は、利用の1か月前の同日から前日までにワークスペース利用承認申請書（規則別記第5号様式）を館長に提出し、ワークスペース利用承認通知書（別記第1号様式）により承認を受けなくてはならない。

3 複数日にわたって利用する場合は、一部利用とする。

4 申請による利用時において、図書館利用者は出入りを自由とする。ただし、館長が認めた場合はこの限りではない。

(利用目的)

**第4条** ワークスペースの利用目的は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) グループ学習
- (2) 講座
- (3) 展示
- (4) 読書会、図書館資料を利用したサークル活動
- (5) 図書館資料の閲覧

(利用日時)

**第5条** 中央図書館開館日とする。ただし申請による団体の利用は、祝日を除く火曜日から日曜日までの午前10時より午後5時までとする。ただし、館長が必要と認めたときはこの限りでない。

(利用の優先)

**第6条** ワークスペースの利用は、図書館主催事業、次に申請団体の順で優先する。

2 個人及び申請をしていない4人までの団体は、空席がある場合に限り利用ができる。

(備品の借用)

**第7条** ワークスペース内で利用する、次の各号のいずれかに該当する備品の借用申請は、申請書提出時に行う。

- (1) ミーティングボード
- (2) プロジェクター
- (3) ホワイトボード
- (4) その他館長が必要と認めたもの

#### **附 則**

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、令和6年3月23日から施行する。

年 月 日

ワークスペース利用承認通知書

様

浦安市立図書館長

年 月 日付けで利用承認の申請があったことについて、下記日程の使用を承認  
します。

利 用 日 時	年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで
利 用 目 的	<input type="checkbox"/> グループ学習 (内容: ) <input type="checkbox"/> 講座 (内容: ) <input type="checkbox"/> 展示 (内容: ) <input type="checkbox"/> その他
利 用 人 員	
使 用 備 品 品名 (数量)	
当 日 の 責 任 者	(連絡先: )
備 考	